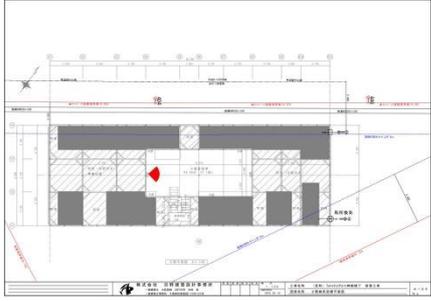


## 神栖横丁 モニター広告掲載申込書

上記件名の募集について、広告掲載を次のとおり申し込みます。

<b>申込者</b>	所在地	〒			
	社名				
	代表者				
	申込者				
	連絡先	TEL	e-mail		
	業種				
掲載期間		年 月 日 ～ 年 月 日 までの1年間			
広告料金		<b>金30,000円（税別）</b>			
		<p>※申込金は全て事前に支払うこととする。</p> <p>※申込み後のキャンセルの場合、料金の返金はできません。神栖横丁事務局（以下、事務局とする）が中止の判断をした場合は料金を返還することとする。</p>			
掲載場所		<p>神栖横丁内 ※下記図面の赤記号部を参照。</p> <p>(2F) 70インチモニター__1台      (1F) 40インチモニター__4台</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			
素材と放映について		<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>1契約につき 1素材のみ</b> ご提出いただけます。</li> <li>● 静止画：JPEG/PNG 1920×1080px（横16:9）</li> <li>● 営業時間内に、複数の広告素材をスライドショー形式で順次表示します。 ※順序・表示回数の指定はできません。</li> </ul>			
申込者に係る制限事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申込者は、満20歳以上の個人およびグループ、法人であること。公的証明書で住所・連絡先の確認のとれる方に限る為、18歳未満の方の申込みは不可とする。</li> <li>● 申込者は、掲載内容についてのトラブル等は、迅速に事務局に報告する事。第三者に与えた被害については、事務局は一切の責任を負わないこととする。</li> <li>● 申込者は、事務局が事前許可をしていない店舗内外への設置物等は厳禁とする。</li> <li>● 申込者は、店舗内外の備品および増設物について、破損、または傷をつけた場合は速やかに報告、弁償することとする。</li> <li>● 広告掲載者は、以下の項目に該当しないこと。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 成年被後見人または被保佐人に該当する方</li> <li>② 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、その他反社会勢力に属する方</li> <li>③ 外国人の方で、永住権や就労ビザを所持していない方</li> <li>④ 国税、県税および市町村税の滞納がある方</li> <li>⑤ その他、事務局が要件を満たさないと判断した方</li> </ol> </li> </ul>			